

子どもの権利と未来を守ろう条例案 パブリック・コメントの結果

該当する条例等	いただいたご意見	意見に対する市の考え方	意見反映
条例制定について	条例制定を評価する。今後の施策において子ども権利相談員の制度が拡充・活用されるようになってよいと思う。	今後の、市民のみなさまに利用いただけるような相談・救済システムとして充実させていきます。	無
	条例制定に反対である。(2件)	現在、国分寺市でも、子どもたちに対するアンケートや相談業務等の中で、いじめや虐待などの実態が明らかになっています。このような中で、国分寺市として、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利とは何か、どのように保障すべきかを明らかにし、市の条例としていくことが、子どもたちが生き生きと育っていくまちを実現するために必要であることから、条例を策定するものです。	無
	子どもの権利条約に基づいた条例であること、子どもたちからの意見聴取をし、時間をかけての工夫・検討・制定を評価する。	児童の権利に関する条約についての学習を経て、庁内の検討委員会(32回)・公募市民等による市民ワークショップ(14回)・その後の庁内の推進協議会(19回)での検討を行いました。その間、小・中・高校生へのアンケートの実施(合計2,174名)・出向き調査(7箇所)・各担当職員からの実態報告・子ども会議の開催(5箇所)・骨子説明会(2回)・市民及び職員への素案説明会(5回)等行って、平成17年の学習時期から本年度まで、長期に渡って検討を進めてきました。今後、子どもの権利を守り、子どもたちがいきいきと成長できるまちをめざしていきます。	無
	この条例をもとに、具体的な施策に対し討論が成されることを願う。	市民の皆様の意見をいただき、平成21年度内に行動計画の策定をし、進行管理も行いながら実現させていきます。	無
	幼児のうちから、大きくなったらどういう人になるのか考えさせておくべき。	小さい頃から、自分の未来の姿を思い描いていくことは大切なことであり、そのためにも今を安心して生きることができ、成長し、発達できることが保障されることが大切であると考えます。	無
	子供も互いに責務を負わせるべき。	本条例は、子どもが本来生まれながらにして持っている、子どもが成長していくために必要な子ども固有の権利を保障するものであり、責務を伴うものではないと考えています。子どもに対しては、前文などで謳っている、互いに互いを大切にしていくことを権利学習の中などで伝えていくことが必要だと考えています。	無

子どもの権利と未来を守ろう条例案 パブリック・コメントの結果

該当する条例等	いただいたご意見	意見に対する市の考え方	意見反映
全体構成・文言の使用について	権利が拡大解釈される危険性がある。	<子ども固有の権利>とは何か、「第5条 一人の人間として尊重される権利」、「第6条 安心して生きる権利」、「第7条 成長し、発達することができる権利」、「第8条 誠実に応えてもらう権利」に示しています。その趣旨を十分にご理解いただけるよう努力していくことが必要だと考えます。条文は原案のままとします。	無
	子育て支援の定義がされていない。青少年健全育成ではないのか。	本条例は、本来持って生まれた子ども固有の権利を明らかにし、それを保障していくという、児童の権利に関する条約の理念を基にした、子どもの権利に関する条例です。その趣旨から健全育成とは異なるものです。	無
	権利という言葉は使用するべきではない。	本条例は、日本も批准している子どもの権利条約を基に作られています。子どもが本来生まれながらにして持っている、子どもが成長していくために必要なものとしての権利が十分に守られていないという子どもたちの現状を鑑み、改めて、子どもの権利とは何か、どのように保障すべきかを明らかに示す必要があることから、条例の策定をするものです。従って原案のままとします。	無
	「子ども」は「子供」にするべき。	国・都・市で一般に、「子ども」が使用されています。従って原案のままとします。	無
	「いじめ」「虐待」を削除したい。	当市の、子どもたちの現状から、残念ながら<いじめや虐待>の事例があります。子どもの権利を考えるに当たり、<いじめ・虐待>をなくしていくことは、この条例制定の目的でもあります。従って原案のままとします。	無
全体構成・文言の使用について (つづき)	「権利」「人権」という言葉は必要な場合以外は削除したい。	本条例は、子どもが本来生まれながらにして持っている、子どもが成長していくために必要な権利が十分に守られていないという子どもたちの現状を鑑み、改めて、子どもの権利とは何か、どのように保障すべきかを明らかに示す必要があるとの考えから、条例の提案に至ったものです。	無
	子どもの責務についても規定があったほうがよい。	本条例は、本来生まれながらにして持っている権利のうち、子どもの特性から特に大事にしなければならない権利の内容を明らかにし、保障していくものであり、なんらかの義務を果たすことと引き換えにしなければ保障されないものではないという考えに基づいています。その権利を保障することが、大人に課せられた責務であると考えます。従って原案のままとします。	無

子どもの権利と未来を守ろう条例案 パブリック・コメントの結果

該当する条例等	いただいたご意見	意見に対する市の考え方	意見反映
	構造として「See(確認)」が抜けている。	第5章第23条に<行動計画の評価及び改善>の趣旨を盛り込んでいます。	無
	条例の効果測定について規定が必要である。	今後、第5章第21条に規定する<行動計画>の中での目標数値・評価指数などを明示していきます。	無
条例名	名称について「こどもの権利と健やかな成長を守ろう」にするべき。	検討の段階で、当初「(仮称)国分寺市子どもの権利条例」としておりましたが、前文に<子どもたちが未来に羽ばたくかけがえのない宝である>と掲げたとおり、今、子どもたちの権利を守ることによって、未来のいきいきと輝く子どもたちの姿につながると考え、最終段階では、本条例名としました。従って原案のままとします。	無
	「国分寺市子ども育成条例」とするべき。	本条例は、本来持って生まれた子ども固有の権利の保障であり、児童の権利に関する条約の理念を基にした、子どもにとって必要な権利に関する条例です。従って原案のままとします。	無
前文	児童憲章も入れるべき。	本条例は児童の権利に関する条約の理念をもとにしています。従って原案のままとします。なお、児童憲章については、生活を保障されること、家庭で育てられること、教育が与えられることなど、大人側の視点で条文化されており、子どもの固有の権利といった視点での内容と異なります。	無
第1章 第2条	例外規定は不要である。(「子どもの権利を持つことがふさわしいと考えられる者」についてと思われます。)	ご指摘については、例えば、同じ高校生なのに18歳未満の人はこの条例の対象となり、18歳になった人は対象となることは不利益になるのではないかといったことなどが懸念されることから、検討した結果、この規定としました。従って原案のままとします。	無
	「子どもの権利を持つことがふさわしいと考えられる者」という表現が曖昧。障害があり福祉の対象者であっても「大人」である。		無
	「子どもの権利を持つことがふさわしいと考えられる者」について明確に規定するべき。		無
同 第3条	第3条は第3章の冒頭に移すべき。	ご指摘について、第3条は、第3章全体の理念を規定したのではなく、条例全体の基本理念です。第3条の位置づけは変更しませんでした。条文全体の基本理念にするため、条文を整理し、次に掲げる事項を基本理念とします。という内容に変更いたしました。	有
	第3条の位置づけ・内容が整理されていない。		
	第3条 「一人の人間」「地域社会を担う」再検討するべき。		有

子どもの権利と未来を守ろう条例案 パブリック・コメントの結果

該当する条例等	いただいたご意見	意見に対する市の考え方	意見反映
	第(2)号・(3)号は不要である。	子どもを一人の人間として尊重すること、地域社会の一員として尊重することによる、受容的な人間関係を作ることができることで、子どもの自己肯定感が培われ、豊かな体験が可能となり、成長及び発達に結びついていくものと考えました。従って、文言を整理いたしましたが、第2号と第3号は残しました。	無
第2章 第4条	「子どもは、優しさ(愛)・賢さ(学問)・たくましさ(健康)を身につけ、社会の一員であるという認識のもとに自らの人生を有意義なものとしていくことができるよう支援される」に修正すべき。	児童の権利に関する条約に基づき、子どもだからこそ保障されなければならない固有の権利を有することを明らかにしたものです。自然な感謝の感情は、まず、受容されることから生み出されるものと考えられます。従って原案のままとします。	無
	「権利は～権利として保障されます」は「権利は～保障されま	子どもの権利は、子どもを過保護にすることではなく、子どもが本来生まれながらにして持っている、子どもが成長していくために必要な内容を権利として定めたものです。現在その育ちゆくための権利が十分に守られていないという子どもたちの現状があり、改めて、子どもの権利とは何か、どのように保障すべきかを明らかに明示する必要があることから条文が成り立っています。	無
	何(誰)によって保障されているのか、明示する必要がある。	誰によってどのように保障されるかについては、第3章以降の条文に市や保護者、市民、事業者、それぞれの責務として明示しています。	無
同 第5条	(1)差別の定義が必要である。	日本国憲法第14条では、<人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない>と定めています。また、児童の権利に関する条約第2条では、<人種・皮膚の色・性・言語・宗教・政治的意見その他の意見・国民的・種族的若しくは社会的出身・財産・心身障害・出生又は他の地域にかかわらず、いかなる差別も>と定めています。前文及び第1条に、憲法と条約について言及していることから、個別の条文にはくわしく差別の内容を規定しないこととしました。従って原案のままとします。	無

子どもの権利と未来を守ろう条例案 パブリック・コメントの結果

該当する条例等	いただいたご意見	意見に対する市の考え方	意見反映
同 第7条	第2条と同様に、第7条1号の逐条解説も差別的に聞こえる。第7条「十分に成長発達できる」とは、発達障害を抱えたまま大人になる者もいるという考え方を前提に置くべき。国分寺市は(特に発達障害を持つ子どもに対し)「成長と発達の権利を保障する」施策が充分とは思えない。	本条文を正しくご理解していただくために、逐条解説の表現を工夫させていただきます。特に発達障害を持つ子どもに関する施策については、現在策定中の「(仮称)国分寺市子育て・子育ていきいき計画」・「国分寺市障害者計画」の中で、充実させていく方向で検討させていただきます。	無
同 第8条	削除するべき。	本条文は、きちんとした言葉で伝えることができなくても、いろいろな形で表現される子どもの気持ちに、大人は、まず目を向け、耳を傾けることにより、子どもの自己肯定感が培われるということを<誠実に応えてもらう権利>として大切な権利と位置づけております。従って原案のままとします。	無
第3章 第1節 第9条	第1項「市は、家庭・学校・地域など子どもを育てる営みの場の調整役として、相互の連携を図るとともに、社会全体で子どもを育てるために必要な施策を策定し実施する」に修正すべき。	市の責務は、優先的に、市の施策を通して子どもの権利を保障することであり、単なる調整役であるといった位置づけではありません。従って原案のままとします。	無
	「市の責務」に関して不足していると考えられるのは、状況に応じた必要な保護・支援である。	「第21条 行動計画の策定」、「第22条 行動計画の推進」、「第23条 行動計画の評価及び改善」、「第28条 相談」、「第29条 救済」に規定された内容の実現・充実を図っていきます。	無
	第2項「子どもの意見を聴き、合理性・社会性が認められる場合には、それを尊重する」に修正すべき。	条文では、子どもには、成長及び発達に応じた意見があり、その意見を尊重していくといった方向性を明示しています。子どもだけでなく大人についても言えることですが、「不合理な意見も尊重するというのではない」というのは当然のことであり、あえて規定はしていません。従って原案のままとします。	無
第3章 第2節 第10条	「保護者は、子どもの養育に第一義的な責任があることを認識し、子どもが基本的な生活習慣や社会的なルールを身に付けることができるよう努める」に修正。	第10条中の<子どもの養育>に養育過程におけるさまざまな保護者として努めるべき内容の広い部分が含まれています。従って原案のままとします。	無
	保護者の責務は詳細に規定するべき。	保護者の責務については、児童の権利に関する条約第18条に児童の養育及び発達について第一義的な責任を要することが規定されています。これを基本としています。従って原案のままとします。	無
第3章 第3節 第11～13条	大人の責務を書いた方がよい。	大人という規定はありませんが、第11条に市民として大人を規定し、責務を明示しています。	無

子どもの権利と未来を守ろう条例案 パブリック・コメントの結果

該当する条例等	いただいたご意見	意見に対する市の考え方	意見反映
第4章 第17条	「わがまま勝手ではなく」が権利の説明の一番に入ることについて慎重に検討するべき。	子どもの権利ということが、わがまますと誤解されてしまうことがあるため、主に前文及び第2章に、わがまま勝手ではない権利であることを明示しています。多くの方にご理解いただけるよう説明し、努力していきます。	無
	条例が理解される働きかけをして欲しい。	年齢に合わせたパンフレットの作成など、子どもたちはもちろん、市民の皆様にご理解いただけるよう、十分に普及活動を行っていきます。	無
第5章 第21条	条例の市民説明会の状況報告(質疑応答等)は、ホームページ等で広報するべきと考えるが、21条2における意見聴取等は市民への積極的な情報提供等を前提として想定したものが。また全般的に情報提供の記述が少ない。	市民の意見を聴く際には、その前提として積極的な情報提供を行います。 市民説明会の要点記録につきましては、学校指導課・男女平等人権課・子育て支援課の事務局3課の窓口でご覧いただけます。ホームページ掲載については、現在要点記録掲載を行っておりません。市民説明会だけではなく、これまでの平成18年度からの検討に関する全てを掲載すべきかとも思われますが、膨大な分量となります。従って、個別のご請求による対応とさせていただきます。	無
同 第28・29条	相談・救済先が曖昧である。子どもの権利の保障状況を常に検証できる機関も必要である。	市には様々な相談窓口があり、どこで権利の侵害に関する相談を受けても連携して対応できるよう、相談窓口を充実させていきます。また、総合相談窓口である子ども家庭支援センターには、子ども自身からの電話相談が既に設置されていますが、今後、子どもの権利に関する相談員も配置する予定です。救済については、条例施行後の実態に合わせて、子どもの特性に配慮した対応ができるよう、専門家の配置を検討します。検証機関については、第21条の行動計画の中に位置づける予定です。	無
パブリックコメント	パブリック・コメントの締切は日曜日にするべき。	市パブリックコメントの規定に基づき30日間としましたので、締切日が金曜日となりました。大変失礼いたしました。締切の日については、今後、可能な限り配慮いたします。	無
ホームページ	逐条解説の赤字部分について説明がほしい。(ホームページに掲載したパブリック・コメントの資料に赤字の部分があったため)	掲載部分に赤字部分を残しての掲載となってしまいました。本来、黒字にすべき文字です。お詫びいたします。	無